

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

軽減税率対策補助金について (パート2)

以前にも情報発信にてお知らせいたしましたが、消費税の税率が今年10月より変更するにあたり、同時に消費税軽減税率が実施されます。

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや、券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

申請制度は3種類あり、それぞれ次のようになります。

A型 複数税率対応レジの導入等支援 (一部抜粋)

補助上限金額：1台当たり20万円

補助率：レジ1台の金額の3/4

1事業者当たり補助上限：200万円

B型 受発注システムの改修等支援 (一部抜粋)

受注システム補助上限金額：1000万円

発注システム補助上限金額：150万円

補助率：3/4

C型 請求書管理システムの改修等支援 (一部抜粋)

補助上限金額：150万円

補助率：3/4

～2019年9月30日までに導入又は改修し、支払が完了しているものが支援対象となります。(申請期限は2019年12月16日となります。)

※申請、購入品、改修品の種類により、補助額がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。